

(7) 電波障害

(存在・供用時) 高架構造物や換気所施設による影響が考えられます。

(存在・供用時)

計画路線の存在により、一部の地域で電波障害の発生が考えられますが、工事中を含め、電波障害が発生した場合には、速やかに受信状況調査を行い、電波障害を解消するため関係者と協議のうえ、必要な改善策を講じ、テレビジョン受信の現況を極力悪化させないようにします。

なお、電波障害に対する対策は、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害に係る費用負担について」(昭和54年 建設事務次官通達)に基づき適切に実施します。

(8) 日照障害

(存在・供用時) 高架構造物や換気所施設による影響が考えられます。

(存在・供用時)

計画路線の大部分がトンネル部となるため、日照障害が生じる地域は、高架構造となる地域および換気所が設置される地域に限られます。

これらの地域において、居住環境に著しい影響が及ぶ場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年 建設事務次官通達)に基づき適切な措置を講じます。さらに、影響の軽減を図るため、必要に応じて、透光性のある遮音壁の設置等の対策を講じます。

(9) 廃棄物

(工事中) 掘削工事に伴って発生する廃棄物による影響が考えられます。

(工事中)

工事に伴って発生する廃棄物等については、できる限り資源化に努めるとともに、再利用できないものの処理・処分については、関係法令等を遵守し、横浜市等の許可を受けている業者に委託するなど、適正に処理・処分を行います。

また、廃棄物等の搬出・運搬にあたっては、運搬車両に飛散防止カバーの設置等を行うことにより、廃棄物等の周辺地域への飛散防止を図ります。

(10) 水 象

(存在・供用時) 土地の改変による河川への影響が考えられます。
(工事中) 地下掘削による地下水への影響が考えられます。

(存在・供用時)

計画路線により流出係数が変化する割合は、鶴見川や入江川の流域面積に対し、非常に小さなものとなります。また、既存緑地の改変をできる限り小さくする計画とするとともに、改変する区域については、植栽が可能な場合には緑化を行い、保水能力の維持に努めるため、現況の雨水流出量に著しい影響を及ぼさないものと考えられます。

(工事中)

工事に先立ち、計画路線に沿う地質・地下水の状況について詳細な調査を行うことにより、地域の状況に応じた適切な設計を行います。また、施工にあたっては、必要に応じて止水性に優れた山留壁や補助工法等、最もふさわしい工法を採用するとともに、工事の着手前から地下水の水位や水質の観測を行い、適切な施工を行います。したがって、現況の地下水利用に著しい影響を及ぼさないと考えられます。

(11) 植物・動物

(存在・供用時) 土地の改変や高架および土工部の構造物による陸生植物・陸生動物への影響が考えられます。
(工事中) 土地の造成による陸生植物・陸生動物への影響、河川および海域における工事に伴って発生する濁水による水生生物への影響が考えられます。

【陸生植物】計画路線の大部分はトンネル部となるため、植物の生育地が直接改変を受ける区域は、土工部や出入口、換気所を中心とする一部の区域に限られます。これらの改変区域については、その面積をできる限り小さくするとともに、構造物周辺等の植栽が可能な場所にはできる限り早期に適切な植栽を行うことにより、周辺の植物の生育環境の保全に努めます。また、改変区域に生育する貴重な植物種については、移植適地を調査のうえできる限り移植を行い、個体の保全に努めるため、貴重な植物種の生育に著しい影響を与えないと考えられます。

その他の貴重な植物種についても、いずれもトンネル部となるか、または改変を受けないため、影響はほとんどないものと考えられます。

【陸生動物】計画路線の大部分はトンネル部となるため、動物の生息環境となる植生が直接改変される区域は、土工部や出入口、換気所を中心とする一部の区域に限られます。現地調査による重要種の主な確認地点のうち、港北地区の鶴見川および大熊川の河川敷においては、河辺植生等の良好な生息環境の改変面積をできる限り小さくします。また、鶴見地区の馬場出入口付近や子安台公園付近では、改変面積をできる限り小さくするとともに、構造物周辺等の植栽が可能

な場所にはできる限り早期に適切な植栽を行い、生息環境の保全に努めるため、貴重または重要な動物の生息に著しい影響を与えないと考えられます。

その他の重要種の確認地点については、トンネル部となるか、または改変を受けないため、影響は小さいものと考えられます。

【水生生物】河川および海域における工事については、施工箇所を締切った後に行います。締切り工事に伴う杭、鋼矢板等の打設や引抜きによる濁水の発生は少なく、一時的なものであり、しかも影響範囲は施工箇所のごく近傍に限られるため、貴重な植物種の生育に著しい影響を与えることはなく、また、貴重または重要な動物の生息に著しい影響を与えないと考えられます。

(12) 地域社会

(存在・供用時) 土地の改変や土工部の構造物の存在、自動車の走行による影響が考えられます。
(工事中) 一時的な地域分断や工事用車両の走行による影響が考えられます。

(存在・供用時)

計画路線により地域分断が生じる箇所については、代替道路等を適切に設置し道路機能の確保を図るため、地域分断により著しい支障を及ぼさないと考えられます。

計画路線の出入口周辺においては、計画路線に併せて、関連事業として出入口に接続する道路の新設や拡幅整備、交差点の改良、交通安全施設の整備が計画されていることから、生活道路に著しい混雑が生じることはなく、また、交通安全上支障となることはないと考えられます。

(工事中)

工事に伴って道路機能が損なわれる箇所については、迂回路を確保することから、地域分断により著しい支障を及ぼさないと考えられます。

工事用車両は、計画的かつ、効率的な運行を行うとともに工事区域内においては工事用車両の待機スペースを確保するため、生活道路に著しい混雑を生じることはないと考えられます。また、工事箇所は、ガードフェンス、バリケード等で囲うとともに、工事用車両出入口には必要に応じて回転灯の設置や誘導員を配置することから、交通安全上支障となることはないと考えられます。

(13) 景 観

(存在・供用時) 高架および土工部の構造物や換気所施設による影響が考えられます。

(存在・供用時)

視点場によっては、計画路線により景観が変化する地域が存在しますが、高架部や換気所等の構造物については、周辺景観との調和を図るようにデザインや色彩等に十分配慮することから、景観に著しい影響を及ぼすことはないと考えられます。

(14) 文化財

(存在・供用時) 土地の改変による影響が考えられます。

(存在・供用時)

計画路線は、横浜市の登録文化財である生麦事件碑の直上を通過しますが、工事着手前に関係機関と協議のうえ、必要な調査を実施し保存措置等を行うため、文化財の価値が損なわれることなく保存できると考えます。また、計画路線およびその近接地域には、周知の埋蔵文化財が分布しているため、工事の着手前に、関係機関と協議のうえ、必要に応じて調査を行い記録保存等の措置を講じます。

なお、工事中において新たに遺跡等を発見した場合には、直ちに届け出るとともに、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議のうえ、必要に応じて調査を行い記録保存等の措置を講じます。

おわりに

以上、「横浜環状北線」に係わる環境影響評価書の概要について説明してまいりました。本事業は、周辺環境に著しい影響を与えることはないと考えておりますが、事業実施にあたっては、環境保全に十分配慮することとしておりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。